

2019年6月7日

株 主 各 位

千葉県市川市八幡二丁目5番6号
株式会社 一家ダイニングプロジェクト
代表取締役社長 武 長 太 郎

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番4号
The Place of Tokyo 地下2階グランドルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第22期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますよう、お願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://ikkadining.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ikkadining.co.jp/>) に掲載させていただきます。

なお、株主総会終了後に同会場3階のテラスルームにて、懇親会を予定しております。ご多忙中とは存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9266/>



(添付書類)

事業報告

2018年4月1日から

2019年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善、個人消費の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調にあるものの、米国政権の保護主義的な政策への不安などによる世界経済の不確実性などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、業界全体として緩やかな回復基調にあるものの、人材不足の深刻化による人件費・採用費の上昇、原材料の高騰や企業間競争の激化など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供する為に、事業の拡大、優秀な人材の確保およびサービス力向上に注力して参りました。

飲食事業においては、都内を中心に主力業態の新規出店、サービス力向上および店舗オペレーションの改善、自社アプリ会員の獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。新規出店に関しては、山手線沿線の都心部への出店（屋台屋博多劇場池袋東口店・大手町店・高田馬場店・上野広小路店・五反田店・新橋2号店、丸の内店）の他、小田急線沿線への出店（屋台屋博多劇場町田店）、埼玉県への出店（屋台屋博多劇場武蔵浦和店）、ならびに千葉県郊外エリアへの出店（屋台屋博多劇場五井店）により直営店10店舗を出店し、直営店が合計で56店舗となりました。リピーター客数に関しては、継続的な会員獲得、自社アプリでの販促企画により好調に推移しております。

既存店（屋台屋博多劇場業態・こだわりもん一家業態）におきましては、屋台屋博多劇場での戦略的な値下げなどにより客単価は前年比98.4%となった一方、屋台屋博多劇場のリピーター客数の増加により客数が前年比102.2%と増加し、売上高は前年比100.5%となりました。

ブライダル事業部においては、結婚式のニーズの多様化により少人数婚のニーズが高まり、婚礼1組当たりの組人数が減少傾向にある中、婚礼の主力広告媒体との連携強化による来館数・成約率の向上、サービス力向上およびコスト削減、宴席の新規案件の取り込みおよびリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上および新規客数の増加に継続して注力してまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,078,172千円（前事業年度比15.1%

増)、営業利益は289,766千円(前事業年度比18.5%増)、経常利益は286,968千円(前事業年度比17.9%増)、当期純利益は122,392千円(前事業年度比20.7%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 飲食事業

売上高は、4,896,413千円(前事業年度比26.0%増)、セグメント利益(営業利益)は264,807千円(前事業年度比61.2%増)となりました。

② ブライダル事業

売上高は、2,181,758千円(前事業年度比3.6%減)、セグメント利益(営業利益)は24,958千円(前事業年度比68.9%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において当社は10店舗の新規出店を実施いたしました。

この結果、当社は408,352千円(内差入保証金55,935千円)の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

設備資金および運転資金として50,000千円の借入を行い、店舗開設の設備資金等に充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が属する外食産業を取り巻く環境は、業界への新規参入が絶えず、業界内企業間競争はますます激化しております。また、原材料の高騰や消費者の食の安全性に対する意識の高まりにより、今後も厳しい経営環境が続くものと予測されます。

ブライダル産業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う婚姻組数の減少や、価値観の多様化による「なし婚」層の増加等により、経営環境は近年厳しさを増しております。

このような状況の中、継続的に企業価値を高め、さらなる企業成長および収益基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 既存店売上の維持向上

飲食事業では、外食産業における企業間競争が激化するなか、当社はお客様のニーズに合った商品開発、商品クオリティの向上および「人」によるおもてなしの付加価値の向上を追求し、衛生管理の強化をしながら、継続的な会員獲得、顧客育成によるリピート率の向上を図る戦略をとることで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

ブライダル事業では、他会場にはないロケーションを活かし、「思い出の場所

は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をテーマに掲げ、挙式後も新郎新婦様が何度でも帰ってこられる会場として、リピーター戦略を実施し、他社と差別化することで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

② 新規出店の継続、出店エリアの拡大について

当社は、日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家の様なおもてなしで楽しんで頂く、「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場ながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」という外食店舗（居酒屋）を中心に首都圏で展開しております。サービス・商品力の向上、人材教育、店舗設備の改善を常に図ることにより、競合店との差別化を図っております。

継続的に企業価値の向上、業績の拡大を図るために新規出店の継続およびスピード化、出店エリアの拡大を進めていく方針であります。

③ 人材の確保・育成について

企業価値の向上、飲食事業およびブライダル事業の業績拡大の為には正社員、パート・アルバイトの人材の確保および育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、中途採用の拡充と新卒採用の積極的な採用により、正社員の確保を図ってまいります。また少子高齢化が進むなか、パートの採用を強化し、店舗業務の効率化を図っております。

人材の育成に関しては、階層別の社内研修制度を強化し、店舗におけるサービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

パート・アルバイトに関しても、社内の勉強会やサービス・料理コンテストなどの教育および称賛の場の拡充により、働きながら学べる環境を整え、ロイヤリティの高い人材へと育成してまいります。

④ 経営管理体制の強化

今後さらに事業規模を拡大していく中でコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠だと考えております。その基盤となる経営管理組織の拡充のため、今後も組織体制の最適化、内部監査体制の強化および監査等委員・会計監査人による監査の連携を強化し、全従業員に対し継続的にコーポレート・ガバナンスおよび経理管理の啓発・教育活動を行っていく方針であります。

(5) 財産および損益の状況

| | 第19期 | 第20期 | 第21期 | 第22期 (当期) |
|----------------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 売上高 (千円) | 4,335,299 | 5,418,750 | 6,149,693 | 7,078,172 |
| 経常利益 (千円) | 103,346 | 154,105 | 243,456 | 286,968 |
| 当期純利益 (千円) | 34,710 | 76,164 | 154,292 | 122,392 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 598.28 | 59.49 | 55.45 | 39.68 |
| 総資産 (千円) | 2,700,617 | 2,957,448 | 3,641,345 | 3,363,090 |
| 純資産 (千円) | 329,029 | 474,345 | 1,110,216 | 1,216,407 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 5,141.08 | 359.90 | 361.68 | 392.64 |

- (注) 1. 2015年11月1日付で普通株式1株を100株に分割しております。これに伴い、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 2017年10月12日付で普通株式1株を20株に分割しております。これに伴い、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 2018年6月15日付で普通株式1株を2株に分割しております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たっての当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役社長武長太郎であります。当社は当社不動産賃貸契約に対して当社代表取締役社長武長太郎より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は貸主との交渉により当該債務保証を解消していく方針であります。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については上記イ. に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

① 飲食事業部

日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家の様なおもてなしで楽しんで頂く、「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」を中心に、首都圏で飲食店を直営にて展開しております。

② ブライダル事業部

ブライダル施設The Place of Tokyoの運営を行っております。

(8) 主要な事業所等 (2019年3月31日現在)

- ① 本 社 千葉県市川市八幡二丁目5番6号
- ② ブライダル施設 東京都港区芝公園三丁目5番4号
- ③ 飲食事業部店舗 飲食事業 56店舗

(9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 248名 (303名) | 28名増 (34名増) | 28.4歳 | 3.3年 |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数 (1日1人8時間換算) を () 外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べにおいて従業員 (臨時雇用者を除く) が28名増加しております。主な理由は、新規出店などの事業拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 253,656千円 |
| 株式会社千葉銀行 | 211,961千円 |
| 株式会社常陽銀行 | 182,242千円 |
| 株式会社京葉銀行 | 145,082千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 92,906千円 |
| 株式会社千葉興業銀行 | 49,207千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 40,620千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 33,340千円 |
| 株式会社きらぼし銀行 | 17,830千円 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,280,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,098,000株
- (3) 株主数 3,891名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--|------------|---------|
| 武 長 太 郎 | 1,092,600株 | 35.26% |
| 株式会社TKコーポレーション | 800,000株 | 25.82% |
| SMBC日興証券株式会社 | 63,100株 | 2.03% |
| サントリー酒類株式会社 | 40,000株 | 1.29% |
| 株式会社ベクトル | 38,600株 | 1.24% |
| The CFO Consulting株式会社 | 36,000株 | 1.16% |
| J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 1300000 | 16,900株 | 0.54% |
| 西 山 知 義 | 16,000株 | 0.51% |
| 株式会社SBI証券 | 12,000株 | 0.38% |
| 株式会社DDホールディングス | 10,000株 | 0.32% |

(注) 1. 自己株式は保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2018年6月15日付けで1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより発行済株式の総数が、1,534,800株増加しております。また、同日付けで発行可能株式総数を4,640,000株から9,280,000株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

① 新株予約権の数

170個

② 目的となる株式の種類および数

普通株式68,000株（新株予約権1個につき400株）

③ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

| | 回次（行使価額） | 行使期限 | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|-----------|-----------------------------|------|------|
| 取締役 （社外取締役を除く） | 第1回（83円） | 2017年12月25日 ～2025年12月24日 | 140個 | 4名 |
| 社外取締役 | 第3回（650円） | 2019年3月31日 ～2027年3月30日 | 30個 | 1名 |
| 合計 | | | 170個 | 5名 |

（注）2018年5月14日開催の取締役会決議により、2018年6月15日付で1株を2株に分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使価額を調整しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 氏名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|-------|------------|---|
| 武長 太郎 | 代表取締役社長 | — |
| 秋山 淳 | 取締役副社長営業統括 | — |
| 野瀬 健 | 取締役人財育成部長 | — |
| 高橋 広宜 | 取締役管理部長 | — |
| 岩田 明 | 取締役経営企画室長 | — |
| 赤塚 元気 | 取締役 | 株式会社DREAM ON COMPANY代表取締役社長 株式会社DREAM ON代表取締役社長 |
| 五宝 滋夫 | 常勤監査役 | シライ電子工業株式会社 社外監査役 |
| 小泉 正明 | 監査役 | 小泉公認会計士事務所 所長 株式会社キューソー流通システム 社外監査役 株式会社ツクイ 社外取締役（監査等委員） マネックスグループ株式会社 社外取締役（監査委員） |
| 由木 竜太 | 監査役 | フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士 |

- (注) 1. 取締役赤塚元気氏は、社外取締役であります。
2. 監査役五宝滋夫氏、小泉正明氏および由木竜太氏は、社外監査役であります。
3. 監査役小泉正明氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役由木竜太氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有する者であります。
5. 当社は、取締役赤塚元気氏および監査役五宝滋夫氏、小泉正明氏、由木竜太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外監査役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|------------------|------------|------------------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 6名 (1名) | 64,959千円 (2,700千円) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3名 (3名) | 11,625千円 (11,625千円) |
| 合計 | 9名 | 76,584千円 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年11月24日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2016年11月24日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 氏名 | 兼職先 | 当該他の法人等との関係 |
|--------------|---|------------------------------|
| 取締役 赤塚 元気 | 株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長 株式会社DREAM ON代表取締役社長 | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 五宝 滋夫 | シライ電子工業株式会社 社外監査役 | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 小泉 正明 | 小泉公認会計士事務所 所長 株式会社キューソー流通システム 社外監査役 株式会社ツクイ 社外取締役(監査等委員) マネックスグループ株式会社 社外取締役(監査委員) | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 監査役 由木 竜太 | フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士 | 当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | 活動状況 |
|--------------|---|
| 取締役 赤塚 元気 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識・経験に基づき適宜助言を行っております。 |
| 監査役 五宝 滋夫 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。上場企業における監査役として培った知識、経験から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 小泉 正明 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 由木 竜太 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17,700千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,700千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に召集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 内部統制システムの基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め法令および定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令および定款に適合しているか内部監査を実施し、経営の透明性を高める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

a. 当社は、法令・社内ルール（文書管理規程）に基づき、文書等の保存を行う。また、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報の管理を行うものとする。

b. 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）およびその他の重要な情報を、法令および社内ルールに従って適切に保存および管理する。

3. 損失の危険管理に関する体制

損失の危険に関して全社的に関わるリスクの監視および全社的対応は管理部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的に子会社から当社へ業務執行および財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はいないが、必要に応じて、監査役および監査役会の業務補助のため監査役スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査役会の同意を得た上で決定する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。

取締役および従業員は、重大な法令違反および不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。また、三様監査として、内部監査担当および会計監査人と定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行う。

9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の役員および当社の従業員に対してその徹底を図る。

② 内部統制システムの運用状況

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」、「グループミッション」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査役は、取締役会および重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程およびその結果が、法令および定款に適合しているかを監査しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、法令および社内規程に適合しているか監査しております。さらに、内部監査室は、監査役会、監査法人と年5回情報交換するなど、効果的かつ効率的な内部監査を実施するように努めております。

なお、内部通報窓口に加え、当事業年度にハラスメント相談窓口を設置し、役職員の不正もしくは法令違反等を発見した場合に、通報できるよう体制を

整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めおよび社内規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

3. 損失の危険管理に関する体制

当社では、「リスク管理規程」および「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス、衛生管理およびその他の様々なリスクについて認識し、リスクの重要度評価を行ったうえで、重要リスクについては担当責任者を定め、リスク対応計画を策定し、毎月開催されるリスクコンプライアンス委員会において、その計画の進捗状況およびリスクに関する情報を共有しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催し、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、事業部会議において決議しております。

日常の職務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各責任者が機動的かつ効率的に職務を執行しております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社および非連結子会社1社であり、毎月子会社の財務状況および業務執行状況などの報告を受けるとともに、四半期毎に取締役会等の重要な会議にて、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社および子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、現在監査役の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性および監査役会の指示の実効性の確保に努めるものとし、また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めています。

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、必要な説明および情報提供を行うこととしております。また、取締役および使用人は職務執行に関して法令および定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査役に報告するものとしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当事業年度中、代表取締役社長と2回会合を持ち、意見交換を行っております。また、三様監査として、内部監査担当および会計監査人と5回会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」および「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会的勢力該当性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

なお、当事業年度中、問題となる事案は発生しておりませんが、万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,110,118 | 流動負債 | 1,298,816 |
| 現金及び預金 | 852,634 | 買掛金 | 174,196 |
| 売掛金 | 112,824 | 1年内返済予定の長期借入金 | 463,662 |
| 原材料及び貯蔵品 | 28,789 | リース債務 | 64 |
| 前払費用 | 95,676 | 未払金 | 350,833 |
| その他 | 20,570 | 未払費用 | 63,340 |
| 貸倒引当金 | △378 | 未払法人税等 | 84,867 |
| 固定資産 | 2,250,851 | 前受金 | 73,395 |
| 有形固定資産 | 1,515,328 | その他の | 88,456 |
| 建物 | 1,289,457 | 固定負債 | 847,866 |
| 構築物 | 564 | 長期借入金 | 563,182 |
| 工具、器具及び備品 | 146,495 | 資産除去債務 | 230,718 |
| 土地 | 6,215 | その他の | 53,966 |
| リース資産 | 311 | 負債合計 | 2,146,682 |
| 建設仮勘定 | 72,284 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 18,946 | 株主資本 | 1,241,180 |
| ソフトウェア | 16,760 | 資本金 | 366,172 |
| その他 | 2,185 | 資本剰余金 | 340,172 |
| 投資その他の資産 | 716,576 | 資本準備金 | 340,172 |
| 投資有価証券 | 64,293 | 利益剰余金 | 534,836 |
| 関係会社長期貸付金 | 62,810 | 利益準備金 | 2,500 |
| 長期前払費用 | 53,180 | その他利益剰余金 | 532,336 |
| 敷金及び保証金 | 450,403 | 別途積立金 | 30,000 |
| 繰延税金資産 | 85,888 | 繰越利益剰余金 | 502,336 |
| 繰延資産 | 2,119 | 評価・換算差額等 | △24,773 |
| 株式交付費 | 2,119 | その他有価証券評価差額金 | △24,773 |
| 資産合計 | 3,363,090 | 純資産合計 | 1,216,407 |
| | | 負債・純資産合計 | 3,363,090 |

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高 | | 7,078,172 |
| 売 上 原 価 | | 2,313,371 |
| 売 上 総 利 益 | | 4,764,801 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 4,475,035 |
| 営 業 利 益 | | 289,766 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 439 | |
| 有 価 証 券 利 息 | 3,800 | |
| 受 取 手 数 料 | 933 | |
| 保 険 差 益 | 1,324 | |
| そ の 他 | 2,833 | 9,330 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 7,829 | |
| 株 式 交 付 費 償 却 | 1,279 | |
| そ の 他 | 3,019 | 12,128 |
| 経 常 利 益 | | 286,968 |
| 特 別 損 失 | | |
| 減 損 損 失 | 92,767 | |
| そ の 他 | 1,268 | 94,035 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 192,932 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | | 108,050 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △37,509 |
| 当 期 純 利 益 | | 122,392 |

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|-----------|-----------------------|-------------|-----------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本 準備金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益 剰余金 合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 364,993 | 338,993 | 338,993 | 2,500 | 30,000 | 379,943 | 412,443 | 1,116,431 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 1,178 | 1,178 | 1,178 | | | | | 2,357 |
| 当期純利益 | | | | | | 122,392 | 122,392 | 122,392 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,178 | 1,178 | 1,178 | — | — | 122,392 | 122,392 | 124,749 |
| 当 期 末 残 高 | 366,172 | 340,172 | 340,172 | 2,500 | 30,000 | 502,336 | 534,836 | 1,241,180 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △6,214 | △6,214 | 1,110,216 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 新株の発行 | | | 2,357 |
| 当期純利益 | | | 122,392 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △18,559 | △18,559 | △18,559 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △18,559 | △18,559 | 106,190 |
| 当 期 末 残 高 | △24,773 | △24,773 | 1,216,407 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年 5月21日

株式会社一家ダイニングプロジェクト
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 向井 誠 | Ⓢ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉川 高史 | Ⓢ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、担当取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役が行ったその構築・運用状況を監視及び検証いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社 一家ダイニングプロジェクト監査役会

常勤社外監査役 五宝 滋 夫 ㊟

社外監査役 小泉 正 明 ㊟

社外監査役 由木 竜 太 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除などの変更を行うものであります。
- (2) 会社法第427条に定める責任限定契約を締結することができる取締役の範囲を取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）とするために、現行定款第27条を変更案第28条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>【商号】 第1条 (条文省略)</p> <p>【目的】 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 飲食店に対する経営コンサルティング業および関連業務 3. 婦人服等各種衣料繊維製品及び装飾雑貨の販売</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>【商号】 第1条 (現行どおり)</p> <p>【目的】 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1. 飲食店の経営 2. 飲食店に対する経営コンサルティング業および関連業務 3. 婦人服等各種衣料繊維製品および装飾雑貨の販売</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>4. <u>ブライダル施設運営などのブライダルサービス事業</u></p> <p>5. <u>ブライダルに関するコーディネート及びプロデュース</u></p> <p>6. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>【本店の所在地】 第3条 (条文省略)</p> <p>【機関】 第4条 当社は、株主総会、取締役の他、以下の機関をおく。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第14条 (条文省略)</p> <p>【決議の方法】 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって決する。 会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>【員数】 第18条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)</p> | <p>4. <u>ブライダル施設運営などのブライダルサービス事業</u></p> <p>5. <u>ブライダルに関するコーディネートおよびプロデュース</u></p> <p>6. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>【本店の所在地】 第3条 (現行どおり)</p> <p>【機関】 第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、以下の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第14条 (現行どおり)</p> <p>【決議の方法】 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>【員数】 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は10名以内とする。 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>【選任の方法】 第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権のある発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>【任期】 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新設)</p> | <p>【選任の方法】 第19条 当会社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>【任期】 第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>【取締役会の招集および議長】 第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>【取締役会の決議の省略】 第22条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> | <p>【取締役会の招集および議長】 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>取締役の全員の同意があるときは、取締役会は、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>【重要な業務執行の決定の委任】 第22条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>【取締役会の決議の省略】 第23条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>【取締役会規程】 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>【役付取締役】 第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>【代表取締役】 第25条 (条文省略)</p> <p>【報酬等】 第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>【取締役会規程】 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>【役付取締役】 第25条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>【代表取締役】 第26条 (現行どおり)</p> <p>【報酬等】 第27条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>【取締役の責任免除】 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p>【員数】 <u>第28条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p>【選任方法】 <u>第29条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p>【任期】 <u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された又は増員により選任された監査役の任期は、退任した監査役又は他の在任監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p>【常勤監査役】 <u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> |
| <p>【監査役会の招集通知】 <u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査役の全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> | <p style="text-align: center;">(削除)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>【監査役会規程】 <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める<u>監査役会規程による。</u></p> | (削除) |
| <p>【報酬等】 <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | (削除) |
| <p>【監査役の責任免除】 <u>第35条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除) |
| (新設) | <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> |
| (新設) | <p>【監査等委員会の招集通知】 <u>第29条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、監査等委員会は、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>【<u>営業年度</u>】</p> <p>第<u>38</u>条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>【<u>監査等委員会規程</u>】</p> <p>第<u>30</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>【<u>事業年度</u>】</p> <p>第<u>33</u>条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 22 期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---|----------------|
| 1 | たけなが たろう 武長太郎 (1977年1月24日生) | 1997年10月 有限会社ロイスカンパニー（現当社） 設立 代表取締役社長就任（現任） (選任理由) 長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに当社全体の監督を適切に行うことが出来るものとして、当社取締役候補者として適任と判断いたしました。 | 1,092,600株 |
| 2 | あきやま あつし 秋山淳 (1979年3月2日生) | 2000年7月 当社入社 2009年3月 当社取締役総料理長就任 2015年5月 当社専務取締役営業統括就任 2018年6月 当社取締役副社長営業統括就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社の営業部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。 | — |
| 3 | のせ けん 野瀬健 (1974年2月21日生) | 2000年10月 当社入社 2011年10月 当社執行役員人財育成部長就任 2014年4月 当社取締役人財育成部長就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社の人財育成部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。 | — |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 4 | たか はし ひろ まさ 高橋 広 宜 (1980年2月29日生) | 2001年8月 当社入社 2015年4月 当社執行役員総務部長就任 2015年5月 当社常勤監査役就任 2016年4月 当社執行役員管理部長就任 2016年6月 当社取締役管理部長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社の管理部門の要職を歴任し、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。 | — |
| 5 | いわ た あきら 岩田 明 (1971年11月4日生) | 2001年5月 当社入社 2007年1月 当社常務取締役就任 2016年3月 当社常勤監査役就任 2016年11月 当社取締役経営企画室長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社の管理部門の要職を歴任し、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しており、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。 | — |
| 6 | あか つか げん き 赤塚 元 氣 (1976年11月5日生) 【社外】 【独立役員】 | 1999年4月 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)入社 2006年1月 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)代表取締役社長就任(現任) 2016年11月 当社取締役(社外取締役)就任(現任) 2018年9月 株式会社DREAM ON設立 代表取締役社長就任(現任) (選任理由) 飲食業界、サービス業界に対する経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に関する助言により、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。 | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 武長太郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。なお、当社における地位および担当につきましては「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. 赤塚元氣氏は、社外取締役候補者であります。
4. 赤塚元氣氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年8ヶ月となります。
5. 当社は、赤塚元氣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 赤塚元氣氏の取締役としての選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。同法第425条第1項に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額としております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|----------------|
| 1 | ごほうしげお 五宝滋夫 (1958年1月31日生) 【新任】 【社外】 【独立役員】 | 1981年4月 麒麟麦酒株式会社（現キリンビール株式会社）入社 2016年6月 シライ電子工業株式会社 監査役（社外監査役）就任（現任） 2016年11月 当社常勤監査役（社外監査役）就任（現任） (選任理由) 2016年11月より当社の監査役を務めており、上場会社の社外監査役の経験や、コンプライアンス・リスク管理および内部統制についての高い見識から監査を行っております。同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員として役割・責務を果たすために適切な人材であることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。 | — |
| 2 | ゆぎりゅうた 由木竜太 (1975年10月6日生) 【新任】 【社外】 【独立役員】 | 2000年10月 東京弁護士会入会 弁護士登録 2011年1月 フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士就任（現任） 2016年11月 当社監査役（社外監査役）（現任） (選任理由) 弁護士の資格を有しており、法律に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。 | — |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|---|----------------|
| 3 | こうのみほ 神野美穂 (1976年6月28日生) 【新任】 【社外】 【独立役員】 | 2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年4月 公認会計士登録 2005年5月 神野公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 2013年6月 株式会社サイオンアカデミー設立 代表取締役社長就任（現任） (選任理由) 公認会計士の資格を有しており、長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い見識を有しております。監査等委員としての立場から当社の経営に参画頂くことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。 | — |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏は社外取締役候補者であります。
3. 五宝滋夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年8ヶ月となります。
4. 由木竜太氏は、現在、当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年8ヶ月となります。
5. 当社は、五宝滋夫氏、由木竜太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、神野美穂氏につきましても、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、五宝滋夫氏、由木竜太氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を賠償責任の限度額としております。五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏の間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2016年11月24日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等の諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等の諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

〈メモ欄〉

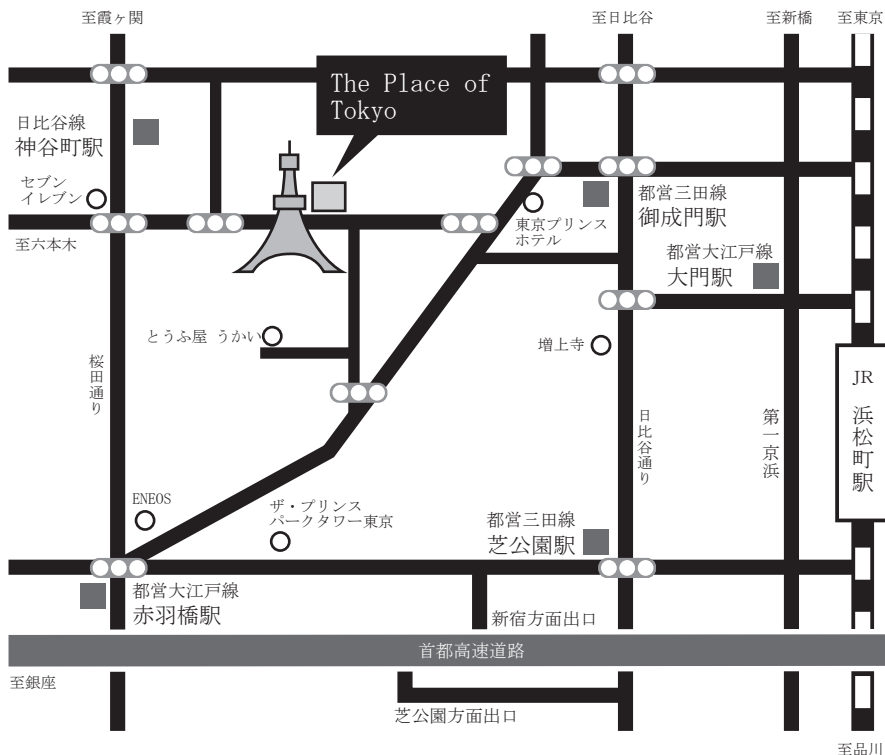
〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園三丁目5番4号

The Place of Tokyo 地下2階グランドルーム

代表電話 03-5733-6788



- ◆ 都営大江戸線 赤羽橋駅 赤羽橋口より徒歩5分
- ◆ 地下鉄日比谷線 神谷町駅 1番出口より徒歩7分
- ◆ 都営三田線 御成門駅 A1出口より徒歩7分

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。